

「安心施策の4事業」について(案)

事業	1	2	3	4
施策の説明	在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図る。	通常の学級に在籍する、発達障害がある児童やその疑いのある児童に個に応じた学習支援や生活支援を行い、人と関わる力を身につけさせる。	発達障害に対する支援を推進するための中核的な拠点施設として、発達障害(自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等)等のある方とそのご家族が安心して、そして豊かに生活できるよう支援する。	児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいを通して、障害に対する理解を深め、偏見や差別のない共に生きる地域社会をつくる人材となるよう支援する。
安心施策4事業(事務局案)				
事業名	障害者24時間安心サポート事業	個に応じた学習・生活支援事業	こども発達相談機能充実事業	児童生徒及び教員の障害者理解促進事業
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1床を常時確保</li> <li>・緊急ショート: 一時的な施設の利用。(3日以内)</li> <li>・緊急ヘルパー: 自宅で身体介護・家事援助などの利用。(12時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習支援員5名の配置(4時間/日 5日/週)</li> <li>【新】特別支援教育巡回指導員(7時間/日 3日/週)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨床心理士(1名)の相談支援(4時間/日 5日/週)</li> <li>●社会福祉士(1名)の発達支援(7時間/日 5日/週)</li> <li>【新】発達相談支援員(2名)の相談支援(7時間/日 5日/週)</li> <li>●発達障害の研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新】講演会の実施: 市内小・中学校で、1年に1回は1学年で実施</li> <li>【新】障害者理解に係る教材の購入(市内小・中学校)及び教材を使用した授業の実施</li> <li>●事前・事後指導の実施(2回)</li> </ul>
説明	<p>在宅の障害者(65歳未満の緊急時に介護できる人がいない者)の緊急時に、一時的な施設の利用ができる。</p> <p>また、緊急ショートが利用できない場合には、緊急ヘルパーを利用できる体制をつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別な支援が必要な児童がいる通常の学級に、「学習支援員」を配置し、TT(Team Teaching)での指導や校内通級等の取出しによる個別指導を行う。</li> <li>●特別な支援が必要な児童がいる保育園、幼稚園、小中学校、学童保育、高校へ「特別支援教育巡回指導員」を派遣し、児童生徒や保護者との面談、個別支援計画の指導助言、関係機関との連絡調整を行い、在籍園や学校の支援体制の強化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心理士・社会福祉士など専門職による発達相談支援、ことばの療育支援、保護者サポート、支援者育成等の事業を行う。</li> <li>●発達相談: 障害児の特性に応じた生活や学習、就労に関する適切な指導・助言・情報提供を行い、必要に応じて、医学的な診断や心理判定などを行い、支援方針や具体的な援助方法を立てる。</li> <li>●ことばの療育支援: ことばに問題のある幼児についての療育支援を行う。</li> <li>●保護者サポート: 保護者の障害に対する正しい理解促進を図り、保護者間の交流や交流場の提供を行う。</li> <li>●支援者育成: 関係機関の支援者育成を図るため、支援者同士の交流機会の促進や支援者研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者への理解を促進するための講演会を、宇部市立小・中学校において、1年に1回は1学年において必ず実施する。</li> <li>●障害者への理解を促進するための教材(DVD)を購入し、1年に1回は、1学年各クラス又は合同の授業で使用する。</li> <li>◆ 実施校 小学校24校、中学校13校</li> <li>●講演会や授業の事前・事後指導の充実が図れるよう支援する。</li> </ul>